

○財務省告示第二百六十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十三年七月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年八月九日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百六

回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九

三 振替法の適用 第一項及び第六十二条第一項社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。その適用を受けるものとし、その価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）の価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格

五

方募

イ

ロ

ハ

六

イ

発

ロ

札非
発競
行争
入

入価
札格
発競
行争
額

行争
入価
札格
発競
額

者・別
第I
参加
場

国債
市
場

札非
発競
行争
入

入価
札格
発競
行争
の

た条特で利第第三額発四う円額
利第別千付一第百面行十ち
付一会九国項七金し六、
国項計十債の十額た条特
債のに八に規万で利付一會
に規定す九いに、兆国項計
つ定る千はづ法千に規定す
て基法六はづ法千に規定す
、づ律百、き第六十五て基法
額き第四十面行十二一はづ
面発四十万金し二一條億、
金額し六円額た条億、き第

込募各割各各当も各
み限度債市てみ。らみ
応募の場るの。応ち
額を囲別募額を案分に
割りに加者おと各の
りにおごと各の
ていてと各の
る。各の
。各の
申込

非下額市札格
価、を場であ争
格国定め別つ入
争市る参加、と
入場も者の財同
札特別にご務時
発別によと大に
行参加るに臣行
と者発行募各
う第(限国
)I以度債入

十 十
三 二

初 利 発 競 I
期 行 争 非
利 入 価
子 率 札 格

十
四

後 第
の 二
利 期
子 以

十 十 十
七 六 五

償 償
還 還
金 金
支 支
額 額
限 限

十
八

入 払
札 場
参 所
加 支

十
九

払 者
込 入
期 札
日 参
加

平 成 二 十 三 年 七 月 十 五 日

財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者

日 本 銀 行
額 百 円 に つ き 百 円

平 成 二 十 五 年 七 月 十 五 日
利 子 を 支 払 う 。 前 六 月 間 に 属 す る
て 、 そ の 日 以 前 各 支 払 期 に お い
を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い
毎 年 一 月 十 五 日 及 び 七 月 十 五 日

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ 。
下 、 次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て
は 、 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 っ て
期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き
た 金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払
期 と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し
平 成 二 十 四 年 一 月 十 五 日 を 支 払
年 ○ ・ 二 パ ー セ ン ト